

京情審答申第47号
平成15年6月27日

京都府公安委員会
委員長 石田 隆 一 様

京都府情報公開審査会
会長 錦 織 成 史

公文書非公開決定（不存在等）に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年10月17日付け公委第612号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開とした判断は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成 14 年 7 月 22 日、異議申立人から京都府公安委員会(以下「実施機関」という。)に対して、京都府情報公開条例(平成 13 年京都府条例第 1 号。以下「条例」という。)第 4 条の規定により、次の事項を内容とする平成 14 年 7 月 19 日付けの公文書公開請求書(以下「請求書」という。)が郵送された。
 - (1) 京都府公安委員会又は京都府警察本部長が、道路交通法に基づき運転免許停止処分を行うにあたり処分を受ける者に交付する処分書の様式
 - (2) 当該様式を定めた道路交通法施行規則、京都府公安委員会規則、通達等の根拠法規等(根拠条文、様式の番号等を含む)
 - (3) 当該様式を定めた機関
 - (4) 当該様式を定めた年月日
- 2 これに対し、実施機関は、それぞれ次の文書が請求対象となると判断した。
 - (1)については、道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)別記様式第 19 の 3 の 3 に基づき被処分者に実際に交付する運転免許停止処分書様式
 - (2)、(3)及び(4)については、道路交通法施行規則
- 3 そこで、実施機関は、道路交通法施行規則及び同規則別記様式(以下「道路交通法施行規則等」という。)は、情報提供できる旨打診し、被処分者に実際に交付する運転免許停止処分書様式(以下「処分書様式」という。)は、請求書のあて先を京都府警察本部長(以下「警察本部長」という。)とする必要がある旨を説明し、平成 14 年 8 月 2 日、条例第 5 条第 2 項の規定により、補正を求めた。
- 4 平成 14 年 8 月 6 日、異議申立人から補正しない旨の回答書が郵送された。
- 5 以後、以下のとおり、請求書のあて先を警察本部長とする必要がある旨を説明するとともに、補正を求める通知文を発したが、いずれも補正しない旨の回答書が郵送された。

- | | | |
|-----|--------------|------------|
| (1) | 平成14年8月7日通知 | 8月13日回答書受理 |
| (2) | 平成14年8月13日通知 | 8月16日回答書受理 |
| (3) | 平成14年8月16日通知 | 8月20日回答書受理 |
| (4) | 平成14年8月21日通知 | 8月27日回答書受理 |
| (5) | 平成14年8月27日通知 | 9月2日回答書受理 |
| (6) | 平成14年9月2日通知 | 9月6日回答書受理 |

- 6 平成14年9月6日、実施機関は、条例第10条第2項の規定により非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日公文書非公開決定通知書（不存在等）を異議申立人に郵送した。
- 7 平成14年10月8日、異議申立人から、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号の規定により、本件処分の取消しを求める旨の異議申立書が郵送された。
- 8 平成14年10月17日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件異議申立てに対する決定について、諮問した。

第3 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 非公開の理由について

非公開の理由として「請求に係る公文書は保有していない」とのみ記されているが、「保有していない」理由が全く記されていない。道路交通法施行規則等を実施機関が保有していないのは信じ難いことである。

補正通知書は、非公開決定通知書を補完するものではないはずであり、仮に補完するものであると解しても、様式に係る通達については、その有無にさえ触れられていない。

また、警察本部長が、請求に係る文書を保有しているのであれば、上級庁である実施機関が調査し、報告を受け、公開することには支障はないはずである。

実施機関自らが、今回の請求に係る担当を警察本部運転免許課と定め、警察本部と一体となって処理にあたっていることからしても、そ

のような対応は可能なはずである。

3 事案の移送について

実施機関が本件事案を移送せず、請求書のあて先の変更を繰り返し求める行為には、何か隠された意図があるのではないかとこの疑問が生じる。

4 情報提供について

実施機関は、公開請求に係る公文書を保有していないが、情報提供は可能であると主張するがそれが何を意味するのかが理解できない。
また、実施機関は、補正通知とともに適切な情報提供を行ったというが、電話連絡でも、7回にわたる補正通知でも、ほとんど情報の提供はない。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関の理由説明書及び職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 請求対象文書について

本件請求対象文書は、道路交通法施行規則等及び処分書様式である。

2 非公開の理由について

(1) 道路交通法施行規則等について

ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の3第1項は、運転免許の効力の停止は、当該効力の停止に係る者に対し、効力の停止の内容及び理由を記載した書面を交付して行うものとするとして規定している。

イ 道路交通法施行規則第30条の4は、道路交通法第104条の3第1項の規定による書面の交付は、同規則別記様式第19の3の3の処分書を交付することにより行うものとするとして規定している。

ウ 警察本部長が被処分者に交付している運転免許停止処分書は、道路交通法施行規則に基づいて作成されている。その他に様式を定めた実施機関及び京都府警察本部の規則、通達等は存在しない。

エ したがって、異議申立人が公開を求める根拠法規等(根拠条文、様式の番号等を含む)、当該様式を定めた機関及び当該様式を定めた年月日は、道路交通法施行規則等であり、これらは、条例上の「公文書」には該当しない。

(2) 処分書様式について

ア 運転免許の効力の停止に関する事務について、道路交通法第14条の2第1項は、都道府県公安委員会は、運転免許の効力の停止に関する事務(これらの処分の際の弁明の機会の付与、聴聞及び意見の聴取に関する事務を含む。)を警視總監又は道府県警察本部長に行わせることができると規定している。

イ 京都府公安委員会の事務の委任に関する規則(平成4年京都府公安委員会規則第3号)第2条第1号イは、運転免許の効力の停止に関する事務を、警察本部長に委任すると規定している。

ウ したがって、運転免許の効力の停止に関する事務については、警察本部長が事務処理しているため、処分書様式は、警察本部長が保有しており、実施機関は保有していない。

エ 公開請求は、公開請求を受けた実施機関が当該公文書を保有することが前提となっており、本件公開請求のように、求める公文書を保有していない実施機関に対して公開請求が行われた場合には、請求に係る公文書を保有していないことを理由として非公開決定を行うこととなる。

オ なお、実施機関は、請求書にあて先を警察本部長とする必要がある旨を7度にわたり説明するとともに、補正を求めるなど適切な情報提供を行ったが、いずれも補正しない旨の回答がなされたことから、やむなく非公開決定を行ったものである。

(3) 事案の移送について

異議申立人は、「(本件を)移送せず、請求人にあて先の変更を繰り返し求める行為は、何か隠された意図があるのではないかとの疑問が生じる。」旨の主張をするが、事案の移送は、公開請求を受けた実施機関が公開請求に係る公文書を保有しているものの、公開、非公開の判断については他の実施機関が行うことが適当な場合に行われるものである。

したがって、公開請求を受けた実施機関が公開請求に係る公文書を保有していない場合には、事案を移送することはできない。

(4) 情報提供について

以上の条例上の判断と任意の情報提供は別であることから、実施機関が公文書の公開によることなく情報提供することは可能である。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。当審査会は、このような基本理念の通り、府が保有する公文書の公開を請求する権利が、不当に侵害されることのないよう、条例を解釈し、以下に判断するものである。

2 請求対象文書について

当審査会は、審査の前提として、まず、異議申立人に公開を求めるものが何であるのかを確認した。

その結果、異議申立人は、第一に、公開請求時点で利用している処分書の様式を定めた根拠法令（以下「根拠法令」という。）を、第二に、現実に被処分者に交付される様式と当該様式の制定時期の公開を求めているとのことであった。

そこで、これらの事実を前提に以下判断する。

3 本件処分に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 根拠法令について

公開請求時点で利用している処分書の様式を定めた根拠法令は、道路交通法施行規則であり、同規則は、「官報」に掲載され、周知されるものであって、条例第1条第2項第1号の規定により、公文書公開制度の対象外とされている。

公文書公開制度とは、請求に応じて、実施機関が公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付するものであるが、同号に列挙されているものについては、別途入手し得るものであり、当該制度の対象とする必要性がないと考えられたものである。

この点、異議申立人は、法令を検索することは、一般人には困難であることから、条例の趣旨にかんがみると、当然制度の対象とすべきであると主張する。

しかし、法令の内容の周知は情報提供制度の適切な運用により解決されることが望ましく、異議申立人の主張には理由がない。

(2) 処分書様式について

処分書様式は、警察本部長が作成しており、かつ保有しているもので「公文書」に該当する。

まず、当該文書は、道路交通法施行規則第30条の4で、道路交通法第104条の3第1項の規定による書面の交付は、同規則別記様式第19の3の3の処分書を交付することにより行うものとするとして規定されていることから、当該様式を参考に実際に被処分者に交付できるような形に加工しているものである。

次に、当該文書を京都府警察本部長が作成しており、かつ保有している根拠は、道路交通法第114条の2第1項が都道府県公安委員会は、運転免許の効力の停止に関する事務を警視總監又は道府県警察本部長に行わせることができると規定しているのを受けて、京都府公安委員会の事務の委任に関する規則第2条第1号イの規定により、運転免許の効力の停止に関する事務を、京都府警察本部長に委任していることにある。

異議申立人は、このような処分書様式の公開を求めたものの、請求書のあて名が京都府公安委員会になっていたことから、実施機関は、あて名を警察本部長に訂正するよう求めたところ、その要請に応じなかったとの事実が認められる。

すると、処分書様式は、京都府公安委員会が作成又は取得した文書ではなく、かつ保有もしていないことから、実施機関がした非公開決定は妥当であるといわざるを得ない。

なお、異議申立人は、仮に実施機関が保有していないのならば、事案を移送すべきと主張するが、事案の移送は、公開請求を受けた実施機関が公開請求に係る公文書を保有しているものの、公開、非公開の判断については他の実施機関が行うことが適当な場合に行われるものであり、請求を受けた実施機関が公文書を保有していない場合に事案を移送することはできない。

3 結 論

以上の理由から、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。